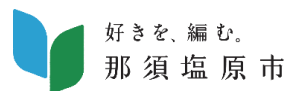


Press Release

報道機関 各位



【2025年10月24日】

水道事業及び温泉事業における消費税及び地方消費税の納付遅延に伴う延滞税納付事案発生について

概要

本市の水道事業及び温泉事業における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の納付遅延が発生し、延滞税が課される(見込み)事案が発生したことから、次のとおりお知らせします。

■ 内容

①【水道事業】

- ・ 課税期間及び税：令和6年4月～令和7年3月分の消費税等
- ・ 申告、納付期限：6月30日（9月29日修正申告）
- ・ 納付日：10月20日（遅延112日）
- ・ 延滞税額：10,600円（見込み）

②【水道事業】

- ・ 課税期間及び税：令和7年4月～令和8年3月分の消費税等（中間納付）
- ・ 申告、納付期限：9月30日
- ・ 納付日：10月20日（遅延20日）
- ・ 延滞税額：13,000円（見込み）

③【温泉事業】

- ・ 課税期間及び税：令和6年4月～令和7年3月分の消費税等
- ・ 申告、納付期限：9月30日（申告は期限内に実施済）
- ・ 納付日：10月21日（遅延21日）
- ・ 延滞税額：1,700円（見込み）

■ 原因

- ①確定申告後の修正申告で生じた不足分の納付手続き
- ②直前課税期間の消費税額に応じて納付する必要がある中間納付手続き
- ③確定申告後の納付手続き

上記、いずれも事務処理体制につきまして、消費税等の申告・納付手続きに関する認識が不十分であったため、納付が遅延いたしました。

■ 再発防止策

今回の事案を厳粛に受け止め、事務処理の徹底を図ってまいります。また、今後このような事案が生じないように、消費税等の制度に対する職員の理解を深めるとともに、特定の担当者だけではなく係(組織)全体でスケジュール管理を行い、業務管理の責任を明確にしてチェック機能を強化いたします。

問い合わせ先

上下水道部 管理課

産業観光部 ツーリズム推進課

電話 0287-37-5109

電話 0287-74-2617